

女三十才以上

一回二十枚

### 拒 純

第十一條 年一回ノ年俸給を以て断行すること。  
(但一十才以上)

第十二條 公傷した振業不可能の場合に日給一人を  
支給すること。

(下記と同患者の治療料金にては西用金額  
を公傷例と於て負担すること)

第十三條 残業の場合は相当の歩賃をすること。

日給半額を支給せず  
組と其ノ状況により別に半額を  
支給することあるべし  
(トウホーマは公傷と認可す)  
残業料金にては一部増  
組と請負者料金にては半額  
残業料金にて歩賃を高め  
る

### 容 記

第十四條 年一回の慰安金を償すこと。  
第十五條 各部長の意志を尊重すること。  
第十六條 本社の年議付一日出張費を許意あ  
る  
3 解決を放棄

本社大蔵会議付三者へ  
不純合意の発動と因り發生し  
た多額の料金にて構造工場の如く  
決算を以て今後より解  
決せしを送信する

本社大蔵会議付三者へ  
され共今後從業員の自覺と旅  
り御三者と分離する時刻書し  
て一日も遅く同滿に解決をることを  
期待つてあり

### 五 市内各工場の動静

市内各工場の他十三工場にては五月二十七日各々後業負大會を開きて應接  
を以て了し、六月六日迄齊して二十四時間の終日四班工次行の計画を立て  
事務處にて中此一、五月二十九日市内製衣館、日本紡織、三丘製衣、中村冰糖  
、餃田鐵機、松木小糸機、西洋ダブルの七社職工代表は左記の如き示威的決  
議文を奉達審議する所。